

学校法人池坊学園役員報酬および退任慰労金規程

(目的)

第1条 学校法人池坊学園の役員報酬および慰労金は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前2号以外の役員をいう。
- (4) 役員報酬および退任慰労金とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。この役員報酬および慰労金には、学校法人池坊学園給与規程および学校法人池坊学園退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事長、副理事長および常勤役員には、別表1を上限として役員報酬を支給する。

- 2 非常勤役員には、別表2のとおり役員報酬を支給する。
- 3 役員報酬については、財政状況や勤務形態を勘案し、理事長および副理事長の協議により毎年度の支給月額を決定する。
- 4 非常勤役員または監事が、理事会・評議員会への出席やその職務のため出張したときには、学校法人池坊学園出張旅費規程に準じて交通費を支給する。

(役員期末手当)

第4条 役員には役員期末手当を支給する。

- 2 役員期末手当については、財政状況や勤務形態を勘案し、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により支給の有無を決定する。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤役員の退任慰労金は、常勤役員が退任したときにその者に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

- 2 支給額は、別表3を上限として理事長および副理事長の協議の上支給額を決定する。

(在任期間)

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支給方法)

第7条 役員の報酬等は、通貨、あるいは本人の同意を得て本人が指定する本人名義の金融機関口座へ振り込みにより支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、当月1日から当月末日までの分を原則としてその月の25日に支給する。ただし、支給の日が休日にあたる場合は、繰り上げて支給する。

4 新任の場合は、その月の報酬を発令の日から日割りで支給する。

5 退任または死亡のときは、その月分の報酬は全額支給する。ただし、解任されたときは、発令当日までの日割りで支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 本規程は、2020年4月1日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、「学校法人池坊学園役員報酬等規程」は廃止とする。

別表1 常勤役員の報酬額

	理事長	副理事長	常務理事	教職員理事
月額上限	300,000円	200,000円	100,000円	50,000円

別表2 非常勤役員の報酬額

非常勤理事	理事会等会議への出席	10,000円
非常勤監事	監事監査、理事会等会議への出席、その他法人業務のための勤務	10,000円

別表3 常勤役員の退任慰労金額

	理事長	副理事長	常務理事	教職員理事
年額上限	100,000円	75,000円	50,000円	25,000円